

令和4年1月14日

犬山市長 山田 拓郎 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 久世 高裕



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和3年8月2日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



答 申

本市の国民健康保険税については、平成30年度から始まった国の制度改革に伴い、隔年で保険税率の改定を行ってきたが、各年度の決算分析から、改めて大きな財政変動を受けたことが判明した。

とりわけ、令和4年度の納付金の増加により、現行税率のままでは、あと約3億8千万円の歳入増が必要であり、これを保険税負担に求めた場合、約30%の負担増となることが推測されるという結果となった。

犬山市国民健康保険運営協議会としては、令和4年度の国民健康保険税の税率等について、昨今の新型コロナウイルス感染症の社会的影響による国保加入世帯の経済的打撃を憂慮し、市民生活を守ることを最優先に議論を重ねてきたが、今後の国民健康保険事業運営のためには増税は不可避であるという苦渋の決断に至った。これまでの議論を踏まえ、下記の6点を基本として改定するように答申する。

なお、諮問にあった「18歳以下の子どもの均等割負担の軽減の検討」については、来年度は国の法改正どおりの内容である「未就学児の被保険者均等割負担を2分の1に減額する」ものとし、来年度以降、引き続き、その拡大について継続して協議していくことを申し送り事項とする。



記

1. 今回（令和4年度）の税率改定においては、全体の課税総額を9.5%引き上げる。
2. 賦課限度額は、現行が法定限度額に達していることから据え置きとする。
3. 国民健康保険事業基金約6億円を活用することにより、令和4年度から6年度までの3年度にわたって、市独自の激変緩和施策を実施しながら、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。
4. 負担の上げ幅は、期間中、できるだけ均等となるよう設定する。
5. 応益応能割合は、愛知県の国保運営方針に準拠し、概ね「応益：応能＝45：55」とする。
6. 激変緩和による増税期間中は、国民健康保険特別会計の財政状況や国・県の動向などを踏まえ、毎年税率等の上げ幅について検討する。

<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	5.85%	18,960円	18,240円	630,000円
	改定後	6.30%	20,640円	20,160円	630,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.35%	9,360円	8,640円	190,000円
	改定後	2.95%	9,360円	8,640円	190,000円
介護納付金 分	改定前	1.61%	8,160円	6,240円	170,000円
	改定後	2.00%	8,400円	6,240円	170,000円